# フロン排出抑制法関係電子申請について (充填回収量報告関係)

〇本資料は「第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書」 (充填回収量報告)に関する電子申請手続き内容を記載しています。

〇充填回収量報告は、各年度の充填回収量をこの年度終了後45日以内(5月15日まで)に 報告する必要があります。

〇各年度の上記報告対象期間中は、電子申請による報告が可能です。

〇電子申請では、エクセル等様式の添付による提出とフォーマット入力による提出のどちらかを 選択できます。

※書面での提出も従来どおり可能です。大分県循環社会推進課に提出してください。

〇問い合わせ先

(1)フロン報告事項の入力内容に関すること

循環社会推進課:097-506-3126

(2)電子申請の操作、利用者登録等
 に関すること
 大分県電子申請ヘルプデスク
 面話:097-506-2457

フロン類充填量及び回収量等に関する報告について(大分県HP) https://www.pref.iota.jp/soshiki/13400/furon-houkoku.html (「大分 フロン 報告 充填 回収」で検索)

## 申請入力の前に・・・

申請にあたっては、事前にアカウントを作成する 必要があります。

Oアカウント作成については、以下のHPを参考に してください。

https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/ denshishinsei-faq0002184756.html

〇ログイン方法については、以下のHPを参考にしてください。

https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/ denshishinsei-faq0002184759.html

G	Googleでログイン
	LINECLIPT
た情報が、Googleま	たはLINEに送信されることはありません。
	****
	and the first
761.7	a conclusion
アドレス	酒
アドレス 🏼	a A
アドレス 🍭	3
レアドレス &	3
レアドレス & リード 必須	3
レアドレス & リード 必須	3
・アドレス &	3 第 Grafferアカウントでログイン
・アドレス &	るには 第 Grafferアカウントでログイン
・アドレス &	第 第
アドレス & 一ド 必須	



### 項目の入力について①

#### 【共通事項】

必須 がある場合は、必ずチェックまたは、必要事項を入力してください。

### 申請者の情報

#### 申請者の種別 必須

○ 個人 \_\_\_\_\_

○ 法人



一時保存して、次へ進む

・必要事項を選択し、「一時保存して、次に進む」をクリック
 ・入力漏れがある場合は、エラーが表示されます。
 (以下、同様)

## 項目の入力について2

### 申請の内容

申請の方法 ※通 申請方法を選択してください。	・どちらかに必ずチェックをする。 必須		
○ 入力フォームによる申請	→・エクセルファイル等によらず、充填回収量等を報告する場合は、 「入力フォームによる申請」を選択してください。		
○ 報告様式添付による申請	「入力フォームによる申請」をチェックし、 「一時保存して、次へ進む」をクリックすると、 CFC、HFC、HCFCの順に、 充填回収量・台数等の入力フォームが表示される【必須入力】 P.4へ		
	<ul> <li>既存のエクセルファイル等の報告様式に報告事項を入力して、 提出する場合は、「報告様式添付による申請」を選択してください。</li> <li>「報告様式添付による申請」にチェックし、</li> <li>「一時保存して、次へ進む」をクリックすると、</li> <li>ファイル添付フォームが表示される【必須入力】 P.11へ</li> </ul>		
	報告用のエクセルファイルは、大分県HPでダウンロードできます。 https://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/furon-houkoku.html		
一時保存して、次へ	入力し終えたらクリック		

申請の内容	
● 入力フォームによる申請	
報告様式添付による申請	
CFCに関する報告	・どちらかに必ずチェックをする。 必須
● 充填の実績あり	・エアコンや冷凍冷蔵庫へCFCの充填の実績がある場合は、 「充填の実績あり」を選択
<ul> <li>充填の実績なし</li> </ul>	エアコン、冷凍冷蔵庫の選択フォームが表示される【必須人力】 P.6へ
必須違択項目です	・光堤の天根がない場合は、「光堤の天根なし」を送が、「10、
CFCに関する報告 📷	<ul> <li>・どちらかに必ずチェックをする。</li> <li>必須</li> </ul>
<ul> <li>回収の実績なし</li> </ul>	・エアコンや冷凍冷蔵庫からのCFCの回収の実績がある場合は、 「回収の実績あり」を選択 エアコン、冷凍冷蔵庫の選択フォームが表示される【必須入力】 P.6へ
必須選択項目です	・回収の実績がない場合は、「回収の実績なし」を選択 P.8へ

一時保存して、次へ進む

入力し終えたらクリック

![](_page_5_Figure_0.jpeg)

## 項目の入力について④

![](_page_6_Figure_1.jpeg)

HCFC、HFCも同様に入力する(P.5~7参照)

申請の内容 HCFCに関する報告 Ma	申請の内容 HFCに関する報告 wm	
<ul> <li>充填の実績あり</li> </ul>	<ul> <li>         充填の実績あり     </li> </ul>	
<ul> <li>充填の実績なし</li> </ul>	<ul><li></li></ul>	
HCFCに関する報告 🔉	HFCに関報告報告	
○ 回収の実績あり	<ul> <li>回収の実績あり</li> </ul>	
<ul> <li>回収の実績なし</li> </ul>	<ul><li>回収の実績なし</li></ul>	

![](_page_8_Figure_1.jpeg)

※法第41条「フロン類が充塡されていないことの確認」は、相当の年月が経過し風化が進んだ不法投棄機器や災害により大きく破損した 機器等、通常の回収依頼等によって処理を行うことが適切でない<u>例外的なケース</u>です。 機器の廃棄に当たっては、基本的には、回収依頼書又は委託確認書によりフロン類の回収を行ってください。

![](_page_9_Figure_1.jpeg)

#### <参考>

・規則第49条第2号

法第50条第1項の規定に基づき<u>第一種フロン類再生業の許可を申請</u>しようとする者に対して、当該申請に必要な限度において、 第一種フロン類充填回収業者がフロン類を<u>再生の実験のために引き渡し、かつ、</u>当該フロン類が申請者から当該<u>第一種フロン類</u> 充填回収業者に返却される場合

## 項目の入力について④(報告様式添付による申請)

![](_page_10_Figure_1.jpeg)

※「第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填、回収量等に関する報告書」の様式は、

以下のHPでダウンロードできます。

https://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/furon-houkoku.html

#### <参考>

・規則第49条第2号

法第50条第1項の規定に基づき第一種フロン類再生業の許可を申請しようとする者に対して、当該申請に必要な限度において、 第一種フロン類充填回収業者がフロン類を再生の実験のために引き渡し、かつ、当該フロン類が申請者から当該第一種フロン類 充填回収業者に返却される場合 11

申請内容の確認①				
申請内容の確認	修正がある場合は、 「編集する」をクリックして修正してください。			
申請者の種別	<u>編集する</u>			
氏名 83	<u>縮速する</u>			
郵便番号 🔉	福振する			
住所 38	<u>編集する</u>			
屋号 在意	編集する			
メールアドレス				
申請者の情報				
電話番号 201	編集する			
登録番号 💩	編集する			
申請の内容				
申請の方法	<u>編集する</u>			
CFCに関する報告  と 第	<u>編集する</u> 12			

## 申請内容の確認③(申請)

![](_page_12_Figure_1.jpeg)

### 手続き完了

#### 申請先の行政機関で審査が終了すると、以下のメールが届きますので、手続きは完了です。

 「大分県 第一種フロン類充塡回収業者のフロン類充塡量及び回収量等に関する報告書」の処理が完了いたしました。
 ■ 申請の種類 大分県 第一種フロン類充塡回収業者のフロン類充塡量及び回収量等に関する報告書
 ■ 申請日時
 申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。 ttps://:

※注意※ 修正がある場合もメールが届きますので、必要な修正を行い、再度申請してください。